

8. 障がい・発達が気になるときは

発達・発育が気になるお子さんへ

心身の発達・発育が気になるお子さんの相談など随時相談を受け付けています。お気軽に磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)までご相談ください。

問合せ先:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

地域生活支援センターいなわしろ

障がいがある子や発達が気になるお子さんについて、相談支援員が相談に応じます。電話、対面での相談が可能です。

住所:猪苗代町大字長田字西五十滝 3967-1(福島県ばんだい荘あおば内)

問合せ先:地域生活支援センターいなわしろ ☎0242-93-8011

特別児童扶養手当

身体や精神に政令で定める障がい(等級あり)を有する20歳未満の児童を養育している方に支給されます。ただし所得制限があるほか、施設に入所している場合や児童が障がいを理由とした公的年金を受けられる場合は対象外となります。

<支給月>

該当すると下記のとおり支給されます。

4月、8月、11月

引き続き受給するためには、毎年8月に所得状況届の提出および面談が必要です。

※金額は別途お問い合わせください。

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

障がい児福祉手当

心身に重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする20歳未満のお子さんに支給されます。ただし所得制限があるほか、施設に入所している場合や児童が障がいを理由とした公的年金を受給している場合は対象外となります。

<現況届>引き続き受給の要件確認のため、毎年8月に現況届の提出が必要です。

※金額は別途お問い合わせください。

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

自立支援医療(育成医療)

身体に一定の障がいがあるか、治療を行わないと将来障がいを残すと認められる18歳未満のお子さんが、手術等により確実な治療効果を期待できる場合に、その医療費の自己負担分を一部公費で負担します。ただし所得制限があります。

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴のお子さんの保護者の方に、補聴器購入等費用の一部を助成します。

<対象者>要件をすべて満たす対象児童の保護者

- ① 磐梯町に住所を有する18歳未満の児童。
- ② 両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならないこと。ただし、補聴器の装用により言語習得に一定の効果が期待できると医師が判断し、町が助成を決定した児童。
- ③ 市町村民税所得割額が46万円以上の者がいない世帯に属する方。
- ④ 他の法令等に基づき補聴器購入等の助成を受けていない方。

購入前に申請が必要です。事前にお問い合わせください。

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

障がい福祉サービス

放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援などのサービスが受けられます。利用したい場合はご相談ください。(原則利用料の1割を負担していただきます。)

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

補装具の交付・修理

身体上の障がいを補うために、補装具の購入または修理に要する費用の支給を行います。身体障害者手帳の障がいの種類や程度に応じて支給されます。(原則利用料の1割を負担していただきます。)

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

